

令和3年度 コミュニティ助成事業 地域づくり助成 (仮称) 小白浜グラウンド遊具整備業務委託 実施要領

1 目的

東日本大震災津波による集団移転の為に整備された(仮称)小白浜グラウンドの一部にユニバーサルデザイン遊具を設置するにあたり、業務を委託する事業者を簡易型プロポーザル方式により選定する。

2 業務の概要

(1) 業務委託名

(仮称) 小白浜グラウンド遊具整備業務委託

(2) 業務内容

複合遊具設置(基礎工事を含む)

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年1月31日(月)

(4) 遊具設置場所

釜石市唐丹町字小白浜 203~205、207、208、210、211、237、239、242

(仮称) 小白浜グラウンド内

(5) 業務委託予定額

10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 提案書の提出

(1) 提出期限

令和3年8月20日(金)

(2) 提出書類及び部数

①提出書類

ア (仮称) 小白浜グラウンド遊具整備業務委託提案書

イ 積算見積書(任意様式の積算内訳所も添付すること)

ウ 国税及び地方税を滞納していない事がわかる直近の公的証明書類

②提出部数 11部(正本1部、副本10部)

(3) 提出方法

直接持参または書留郵便(当日消印有効)

(4) 提出先

〒026-0121 岩手県釜石市唐丹町字小白浜50番地

唐丹地区生活応援センター 千菅・山口

(5) 提案書の作成や提出に係る費用については、釜石市は負担しない。

(6) 提出された書類は返却しません。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる

(1) 令和3・4年度釜石市建設工事等請負資格者名簿に記載のある業者であること。

- (2) 本業務の実施について、市の要求に応じて来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 市税、県税、国税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (5) 過去 5 年以内に本業務に類する事業を受託した実績（受託中のものを含む）を有すること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て中または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。
- (8) 釜石市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 37 号）第 2 条に該当する者ではないこと。
- (9) 個人情報の取扱いに関し、情報の機密性・完全性・可用性のマネジメントシステムが確立されていること。

5 業者の選考方法

(1) 提案書の審査

審査委員は提出された提案書の内容を審査する。提案者が多数の場合は、プレゼンテーションに進む候補者を 3 者程度に選定する。

(2) プレゼンテーション

提案書の内容に基づき、定められた日時にプレゼンテーションを実施する。審査委員会により契約候補者を選定する。

(3) 審査基準

下記①から⑤について総合的に判断し、業者を決定する。

①企画概要

②提案者の業務実績

③業務実施体制

④企画提案

- A. テーマ・コンセプト
- B. ユニバーサルデザイン
- C. 遊具の構成要素及び安全性
- D. 遊具の維持管理
- E. 景観への配慮及びデザイン性

⑤見積額

6 業者の選考結果

選考結果については、応募事業者全員に通知する。

7 契約に関する事項

(1) 受託者の決定

市は第 1 受託候補者と仕様及び見積書内訳について協議の上、受託者として決定する。ただし、第 1 受託候補者との協議が整わない場合は、第 2 受託候補者と協議を行った上で、受託者を決定することができる。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は契約に必要な書類を作成し、市と協議の上、速やかに見積りによる手続きを進めるものとする。

なお、市は、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更、または削除することができる。この場合、業務委託予定額を限度として、受託者と契約内容及び契約額を調整できるものとする。

8 失格事項

提出者が次の事項に該当すると市が判断した場合は、失格とする

- (1) 参加資格要件を満たさない場合。
- (2) 書類の提出期限に遅延した場合。
- (3) 本要領を順守しない場合。
- (4) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合。
- (5) 提出書類に虚偽があった場合。
- (6) 提出された見積書が業務委託予定額を超過している場合。
- (7) プレゼンテーションを欠席した場合。
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合。